

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

○教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第一章 単位の修得方法等（第一条―第十八条の三）</p> <p>第二章 課程の認定（第十九条―第二十三条）</p> <p>第三章 相当課程（第二十四条―第二十六条）</p> <p>第四章 教員養成機関の指定（第二十七条―第三十三条）</p> <p>第五章 免許法認定講習（第三十四条―第四十三条）</p> <p>第五章の二 免許法認定公開講座（第四十三条の二―第四十三条の六）</p> <p>第六章 免許法認定通信教育（第四十四条―第五十条）</p> <p>第七章 単位修得試験（第五十一条―第六十一条）</p> <p>第七章の二 免許状の有効期間の更新及び延長（第六十一条の二―第六十一条の十）</p> <p>第七章の三 免許状更新講習（第六十一条の十一）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 単位の修得方法等（第一条―第十八条の三）</p> <p>第二章 課程の認定（第十九条―第二十三条）</p> <p>第三章 相当課程（第二十四条―第二十六条）</p> <p>第四章 教員養成機関の指定（第二十七条―第三十三条）</p> <p>第五章 免許法認定講習（第三十四条―第四十三条）</p> <p>第五章の二 免許法認定公開講座（第四十三条の二―第四十三条の六）</p> <p>第六章 免許法認定通信教育（第四十四条―第五十条）</p> <p>第七章 単位修得試験（第五十一条―第六十一条）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

第八章 教員資格認定試験（第六十一条の十二）

第九章 中学校等の教員の特例（第六十一条の十三・第六十一条の十

四）

第十章 自立教科等の免許状（第六十二条―第六十五条の二）

第十章の二 特別免許状（第六十五条の三―第六十五条の六）

第十一章 雑則（第六十五条の七―第七十六条）

附則

第七章の二 免許状の有効期間の更新及び延長

第六十一条の二 免許法第九条の二に規定する免許状の有効期間の更

新及び延長に関しては、この章の定めるところによる。

第六十一条の三 免許法第九条の二第三項に規定する文部科学省令で

定める期間は、二年二月とする。

第六十一条の四 免許管理者は、免許法第九条の二第一項の規定によ

る申請をした者（免許法第九条の三第三項各号に掲げる者に限
る。）が次の各号のいずれかに該当する者（第一号、第二号及び第
五号に掲げる者については、最新の知識技能を十分に有していない

第八章 教員資格認定試験（第六十一条の二）

第九章 中学校等の教員の特例（第六十一条の三―第六十一条の四）

第十章 自立教科等の免許状（第六十二条―第六十五条の二）

第十章の二 特別免許状（第六十五条の三―第六十五条の六）

第十一章 雑則（第六十五条の七―第七十六条）

附則

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

と免許管理者が認める者を除く。)であるときは、免許法第九条の二第三項の規定により、免許状更新講習を受ける必要がないものとして認めるものとする。

一 校長、副校長、教頭、主幹教諭又は指導教諭

二 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者

三 免許状更新講習の講師

四 国若しくは地方公共団体の職員又は次に掲げる法人の役員若しくは職員で、前二号に掲げる者に準ずる者として免許管理者が定める者

イ 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

ロ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人

ハ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人

ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人であつて、文部科学大臣が指定した

もの

五 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があつた者に対する表彰等であつて免許管理者が指定したものを受けた者

六 その他前各号に掲げる者と同等以上の最新の知識技能を有する者として、文部科学大臣が別に定める者

第六十一条の五 免許法第九条の二第五項の文部科学省令で定めるやむを得ない事由は、次の各号に掲げる事由とする。

一 心身の故障若しくは刑事事件に関し起訴されたことによる休職、引き続き九十日以上の病気休暇（九十日未満の病気休暇で免許管理者がやむを得ないと認めるものを含む。）
、産前及び産後の休業、育児休業又は介護休業の期間中であること。

二 地震、積雪、洪水その他の自然現象により交通が困難となつて
いること。

三 海外に在留する邦人のための在外教育施設若しくは外国の教育施設又はこれらに準ずるものにおいて教育に従事していること。

四 外国の地方公共団体の機関等に派遣されていること。

五 大学の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程に専修免許状の取得を目的として在学

（新設）

していること（取得しようとする専修免許状に係る基礎となる免許状（免許法別表第三、別表第五、別表第六、別表第六の二又は別表第七の規定により専修免許状の授与を受けようとする場合に有することを必要とされる免許状をいう。）を有している者に限る。）。

六 教育職員として任命され、又は雇用された日から普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了の日までの期間が二年二月未満であること。

七 前各号に掲げる事由のほか、免許管理者がやむを得ない事由として認める事由があること。

第六十一条の六 免許管理者は、免許法第九条の二第五項に規定する相当の期間を定めるに当たつては、免許法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができない場合並びに前条第一号から第五号まで及び第七号に掲げる事由による場合にあつては、当該事由がなくなつた日から起算して二年二月を超えない範囲内で、同条第六号に掲げる事由による場合にあつては、教育職員として任命され、又は雇用された日から起算して二年二月を超えない範囲内で定めなければならない。

第六十一条の七 免許法第九条の二第一項に規定する申請は、当該申

（新設）

（新設）

請に係る普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までにしなければならない。

第六十一条の八 前条の申請をしようとする者は、免許状更新講習規則

(平成二十年文部科学省令第十号) 第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める免許状更新講習を履修しなければならない。

- 一 教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状の有効期間の更新を受けようとする者 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十一条の九 免許法第九条の二第五項に規定する有効期間の延長は、当該有効期間の延長に係る普通免許状又は特別免許状を有する者の申請により行うものとする。

2 前項の申請は、普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日の二月前までに、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、こ

(新設)

(新設)

れを免許管理者に提出してしなければならない。

第六十一条の十 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を更新し、又は延長したときは、その免許状を有する者に対して、普通免許状又は特別免許状の有効期間の更新又は延長に関する証明書を発行しなければならない。

第七章の三 免許状更新講習

第六十一条の十一 免許状更新講習に関し必要な事項は、免許法に定めるもののほか、免許状更新講習規則の定めるところによる。

第八章 教員資格認定試験（第六十一条の十二）

第六十一条の十二（略）

第九章 中学校等の教員の特例（第六十一条の三―第六十一条の四）

第六十一条の十三（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第八章 教員資格認定試験（第六十一条の十二）

第六十一条の二（略）

第九章 中学校等の教員の特例（第六十一条の三―第六十一条の四）

第六十一条の三（略）

第六十一条の十四 (略)

第十一章 雑則

第六十五条の七 免許法第二条第二項に規定する文部科学省令で定める教育の職にある者は、次に掲げる者であつて教育職員以外の者とす
る。

一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援
学校の職員

二 教育委員会又は教育委員会の所管に属する教育機関(前号に規定
するものを除く。)の職員

三 教育職員として任命され、又は雇用された者であつて、任命権者
又は雇用人の要請に応じ、引き続き地方公共団体の職員又は国立大
学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人
法第六十八条第一項に規定する公立大学法人若しくは私立学校法第
三条に規定する学校法人の役員若しくは職員となつている者

第六十五条の八 免許法第五条第二項、第六条第四項(免許法附則第五
項後段、第九項後段及び第十八項後段の規定により読み替えて適用さ

第六十一条の四 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

れる場合を含む。次条において同じ。））、第九条第四項括弧書（免許法附則第五項後段、第九項後段及び第十八項後段の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条において同じ。）及び第十六条の第二項（第十六条の三第三項、第十六条の四第四項及び第十七条第二項において読み替えて準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

第六十五条の九 免許法第五条第二項、第六条第四項、第九条第四項括

弧書及び第十六条の二第二項の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修するものとする。

- 一 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習
- 二 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
- 三 栄養教諭の免許状 栄養教諭を対象とする免許状更新講習

第六十五条の十 (略)

第六十五条の十一 (略)

(新設)

第六十五条の七 (略)

第六十五条の八 (略)

第七十二条 普通免許状の様式は、別記第一号様式のとおりとする。

2・3 (略)

第七十三条 免許法第七条第一項に規定する証明書の様式は、別記第二の一号様式から第二の四号様式までのとおりとする。

第七十三条の二 免許法第七条第二項に規定する証明書の様式は、別記第三の一号様式から第三の三号様式までのとおりとする。

第七十三条の三 免許法第七条第四項に規定する証明書の様式は、別記第四号様式のとおりとする。

第七十三条の四 第六十一条の十に規定する有効期間の更新又は延長に関する証明書の様式は、それぞれ別記第五号様式及び別記第六号様式のとおりとする。

第七十四条 (略)

2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、普通免許状に係る所要資格を得た日の属する年度、教員資格認定試験に

第七十二条 普通免許状の様式は、別記様式のとおりとする。

2・3 (略)

第七十三条 削除

(新設)

(新設)

(新設)

第七十四条 (略)

2 前項の原簿には、氏名、生年月日、本籍地、免許状授与年月日、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域(新教育

合格した日の属する年度、免許法第十六条の三第二項又は第十七条第一項に規定する文部科学省令で定める資格を有することとなつた日の属する年度、教育職員免許法施行法（昭和二十四年法律第四百十八号）第二条の表の上欄各号に掲げる者となつた日の属する年度、有効期間の更新年月日、有効期間の更新番号、有効期間の延長年月日、有効期間の延長番号、有効期間の満了の年月日（有効期間が延長されたときにあつては延長後の有効期間の満了の年月日）、免許状の番号、授与の根拠規定、教科、特別支援教育領域（新教育領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めを年月日を含む。）及び授与条件その他必要と認める事項を記載しなければならぬ。

附 則

14 免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）が、当該教科の教授を担任しようとするときは、当該学校の校長及び当該主幹教諭等は、連署をもつて、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。

- 一 設置者、学校名及び位置
- 二 校長及び当該教科の教授を担任しようとする主幹教諭等の氏名

領域の追加の定めがあつたときにあつては、当該新教育領域及び当該新教育領域の追加の定めを年月日を含む。）及び授与条件その他必要と認める事項を記載しなければならない。

附 則

14 免許法附則第二項の規定により、ある教科の免許状を有しない教諭が、当該教科の教授を担任しようとするときは、当該学校の校長及び当該教諭は、連署をもつて、次の事項を記載した申請書を授与権者に提出し、許可を受けなければならない。

- 一 設置者、学校名及び位置
- 二 校長及び当該教科の教授を担任しようとする教諭の氏名
- 三 教授を担任しようとする教科の名称及び期間

- 三 教授を担任しようとする教科の名称及び期間
- 四 前号の教授を担任しようとする事由
- 五 第二号に掲げる主幹教諭等の履歴及び所有する免許状の種類
- 六 当該学校の学級編成及び免許教科別教員数

23| 免許法附則第八項ただし書及び第十二項ただし書に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

24| 免許法附則第八項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

25|
27| (略)

28| 免許法附則第十二項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条第一項第二号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たつては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修しなければならない。

- 四 前号の教授を担任しようとする事由
- 五 第二号に掲げる教諭の履歴及び所有する免許状の種類
- 六 当該学校の学級編成及び免許教科別教員数

(新設)

(新設)

23|
25| (略)

(新設)

一 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習

二 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習

29
37 (略)

別記第一号様式(第七十二条関係)

(教育職員) (専修) (二種) (二種) 免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に(教育職員免許法)(第 条)の定めるところにより
(左記の教科について)(教育職員)(専修)(二種)(二種)免許
状を授与する。

(記)

年 月 日

授与権者 印

(番号)

授与条件

有効期間の満了の日 年 月 日

26
34 (略)

別記様式(第七十二条関係)

(教育職員) (専修) (二種) (二種) 免許状

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者に(教育職員免許法)(第 条)の定めるところにより
(左記の教科について)(教育職員)(専修)(二種)(二種)免
許状を授与する。

(記)

年 月 日

授与権者 印

(番号)

授与条件

割印

<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>アケ (略)</p> <p>コ 「有効期間の満了の日」の欄には、免許状の有効期間の満了する日に記載すること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>備考</p> <p>一 (略)</p> <p>アケ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二・三 (略)</p>
---	---

別記第二の一号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第 〇 〇）

氏 名 年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 〇 〇）第 2 欄に定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日
〇 〇 大 学 学 長 〇 〇 〇 〇 印

記

1、基礎資格の種類
 ・学位の種類
 ・在学期間
 年 月 日～年 月 日
 （〇 〇 大 学 〇 〇 学 部 〇 〇 学 科 卒 業）

2、単位の
 ・（教科）（養護）（栄養に係る教育）に関する科目
 （科目名）〇〇単位
 ・教職に関する科目
 （科目名）〇〇単位
 ・特別支援教育に関する科目
 （科目名）〇〇単位
 ・（教科又は教職）（養護又は教職）（栄養に係る教育又は教職）に関する科目
 〇〇単位
 ・上記の職員免許法施行規則第 6 6 条の 6 に定める科目
 〇〇単位

（新設）

備考

- 一 「（別表第 ）」の箇所には、「別表第一」、「別表第二」又は「別表第二の二」と記入すること。
 - 二 「学位の種類」の箇所には、「修士（ ）」、「学士（ ）」又は「短期大学士（ ）」のごとく、学位の種類及び分野を記入すること。
 - 三 「（教科）（養護）（栄養に係る教育）に関する科目」の「（科目名）」の箇所は、教科に関する科目については、「国語」のごとく教育職員免許法施行規則第2条から第5条に規定する科目名を、養護に関する科目については、「衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）」のごとく教育職員免許法施行規則第9条の表に掲げる科目名を記入し、栄養に係る教育に関する科目については、「（科目名）」の欄は設けないこと。
 - 四 「教職に関する科目」の「（科目名）」の箇所には、「教職の意義等に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第6条第1項、第10条又は第10条の4の表のそれぞれ第2欄から第6欄に掲げる科目名を記入すること。
 - 五 「特別支援教育に関する科目」の「（科目名）」の箇所には、「特別支援教育の基礎理論に関する科目」のごとく教育職員免許法施行規則第7条第1項の表の第1欄から第4欄に掲げる科目名を記入すること。
 - 六 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目の「（科目名）」の箇所には、「日本国憲法」のごとく教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目名を記入すること。
-

別記第二の二号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（別表第 　）	
氏 名	年 月 日生
上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法（別表第 　）（第 欄）に定める単位を修得したことを証明する。	
年 月 日	〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印
記	
単位	
・（科目名）	
・上記の全ての単位を修得した年度 年度	

備考

- 一 「（別表第 　）」の箇所には、「別表第三」、「別表第四」、「別表第五」、「別表第六」、「別表第六の二」、「別表第七」又は「別表第八」と記入すること。
- 二 「（第 欄）」の箇所には、別表第三、別表第六、別表第六の二、別表第七又は別表第八については「第四欄」、別表第四又は別表第五については「第三欄」と記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のごとく記入すること。

（新設）

別記第二の三号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（新教育領域の追加の定め）

氏 名
年 月 日生

上記の者は、下記のとおり、教育職員免許法施行規則第7条第1項の表備考第2号イ又はロに定める単位を修得したことを証明する。

年 月 日
〇〇大学 学長 〇〇 〇〇 印

記

単位

・（科目名）〇〇単位

備考 「（科目名）」の箇所には、「視覚障害者に関する教育の領域に関する心理等に関する科目」「知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目」のごとく記入すること。

（新設）

別記第二の四号様式（第七十三条関係）

学力に関する証明書（教育職員検定）	
氏 名	
年	月 日生
上記の者は、下記のとおり、（教育職員免許法）（第 条）に定める科目の単位を修得したことを証明する。	
年	月 日
〇〇大学	学長 〇〇 〇〇 印
記	
単位	
・（科目名）〇〇単位	
・上記の全ての単位を修得した年度 年度	

備考

- 一 「（教育職員免許法）」の箇所には、「教育職員免許法」「教育職員免許法施行規則」のごとく記入すること。
- 二 「（第 条）」の箇所は、教育職員免許法については「附則第 5 項の表第 4 欄」「附則第 9 項の表第 4 欄」「附則第 18 項の表第 4 項の表第 4 欄」のごとく、教育職員免許法については「第 64 条第 2 項の表第 4 欄」のごとく記入すること。
- 三 「（科目名）」の箇所には、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」のごとく記入すること。

（新設）

別記第三の一号様式（第七十三条の二関係）

人物に関する証明書	
氏 名	
年 月 日生	
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。	
年 月 日	印
記	
項目	所見

備考

- 一 「（証明者）」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のごとく証明者を記入すること。
- 二 「項目」の欄については、都道府県の教育委員会規則で定める。

（新設）

別記第三の二号様式（第七十三条の二関係）

実務に関する証明書					
氏名 年 月 日生					
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。					
年 月 日 (証明者) 印					
記					
1、良好な成績で勤務した期間					
期間	年月数	勤務校	職名	担当教科等	備考
2、良好な成績で勤務した年月数 合計 ○○年○○月					

備考 「(証明者)」の箇所には、「所轄庁」「学校法人の理事長」のごとく実務証明責任者を記入すること。

(新設)

別記第三の三号様式（第七十三條の二関係）

身体に関する証明書	
氏 名 年 月 日生	
上記の者は、下記のとおりであることを証明する。	
年 月 日 (証明者) 印	
記	
項目	状況

備考

- 一 「（証明者）」の箇所は、「所轄庁」「学校法人の理事長」のごとく証明者を記入すること。
- 二 「項目」の欄については、都道府県の教育委員会規則で定める。

（新設）

別記第四号様式（第七十三条の三関係）

免許状更新講習（修了）（履修）証明書			
		本籍地	
		氏名	
		年	月
		日生	
上記の者は、下記のとおり、免許状更新講習の（課程を修了）（課程の一部を履修）したことを証明する。			
		年	月
		日	
		〇〇大学	学長
		〇〇	〇〇
		印	
記			
1. 教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項			
免許状更新講習の名称	時間数	履修年月日	
2. 教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項			
免許状更新講習の名称	時間数	履修年月日	対象免許種

備考

- 一 「対象免許種」の欄には、教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「教」、養護教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「養」、栄養教諭を対象とする免許状更新講習にあつては「栄」と記入するものとする。
- 二 「教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項」又は「教科指導、生徒指導その他教育の充実にに関する事項」のうちいずれか一方について証明する場合には、他方の欄は設けないこととする。

（新設）

(番号)

有効期間更新証明書

本籍地

氏名

年 月 日生

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の
二第一項の定めるところにより更新する。

次の有効期間の満了の日は、同条第四項の定めるところにより
年 月 日とする。

年 月 日

免許管理者 印

記

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考

- 一 「(番号)」の欄には、更新の年度を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入するものとする。
- 二 更新する免許状が複数の場合には、複数の免許状について「記」以降に掲げる事項を記載するものとする。

別記第六号様式(第七十三条の四関係)

(番号)

有効期間延長証明書

本籍地
氏名
年 月 日生

右の者が有する左記の免許状の有効期間を教育職員免許法第九条の
二第五項の定めるところにより 年 月 日まで延長する。

年 月 日

免許管理者 印

記

(新設)

免許状の種類

授与年月日

授与権者

免許状の番号

免許状に記載する氏名

免許状に記載する本籍地

備考 別記第五号様式備考の規定は、この様式の場合について準用する。